


西東京市児童発達支援センター 給食搬入特区特区

都道府県名：	東京都	
申請主体名：	西東京市	
区域の範囲：	西東京市の全域	
特区の概要：	<p>西東京市において、こどもの発達センターひいらぎは、西東京市における児童発達支援のセンター的な役割を果たしており、児童発達支援センター化することを目指しているが、施設内調理室での給食提供が課題となっていた。</p> <p>特例措置を活用し、給食を外部搬入することにより、調理に係る経費の節減、運営の効率化を図り、より幅広い発達支援を実施する。既存の施設設備を有効に活用し、児童発達支援センター化を推進する。</p>	
適用される規制の特例措置：	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	



西東京市こどもの発達センターひいらぎ
(児童発達支援センターへの移行予定施設)



療育の様子